

令和4年12月9日

お客さま 各位

民事信託契約に基づく信託口座開設手数料の新設について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび当金庫では下記の通り、民事信託契約に基づく信託口座開設手数料を新設いたしますので、ご案内いたします。

当金庫では、今後ともお客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 信託口座開設手数料の新設について

金額	55,000円（消費税込）
対象取引	・ 民事信託契約に基づく信託口座の新規開設時 ※民事信託とは、認知症や判断機能の低下に備えて、個人や法人が受託者となり営利を目的とせず財産の管理・処分を行うものです。民事信託契約に基づき作成する専用口座を、信託口座といいます。

2. 実施日

令和4年12月15日(木)

以上

【お問い合わせ先】 営業統括部 プライベートバンキング室 TEL 0120-602-030

 広島信用金庫